

生ごみ処理機・剪定枝粉碎機等購入費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、生ごみ処理機や生ごみたい肥化容器、剪定枝粉碎機（以下「機器等」という。）を新たに購入する者に対し、機器等購入費補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、ごみ減量及び資源化に対する意識並びに環境問題への関心を高揚させるとともに、環境に配慮した生活に向けての実践的な行動力を身につけることを目的とする。

(補助対象機器)

第2条 この要綱において、機器等（中古品（新古品も含む）、及び転売品は除く。）とは、一般家庭から排出される生ごみをたい肥化、減量化、又は庭木等をチップ化する機器（生ごみをそのまま粉碎し直接下水道などに流す装置等は除く。）をいう。また、補助対象となる機器等は、年度ごとに市長が定める期間中に新たに購入した機器であり、かつ、購入価格（消費税相当額を除く。）が10,000円以上のものとする。

(申請要件)

第3条 補助金の交付を申請することができる者は、機器等を新たに購入する者（法人は除く。）で、次の各号に掲げる要件を備えるものとする。

- (1) 市内に住居を有し、かつ、居住していること。
- (2) 臭気や騒音等で近隣に迷惑を掛けないように、機器等を適切に管理できること。
- (3) できたたい肥やチップ等を自家処理できること。
- (4) この要綱による補助を、機器等を新たに購入した年度から起算して過去3年度間受けていないこと。

(補助金の額等)

第4条 補助対象となる機器等の基数は、1世帯1基までとし、補助金の額は、電子地域通貨「あま咲きコイン」5,000ポイント（5,000円相当額）とする。また、補助金の予算額を超える申請があったときは、原則先着順にて交付先を決定し、同日に申請があったとき等は抽選等の手段により交付先を決定する。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、生ごみ処理機・剪定枝粉碎機等購入費補助金交付申請書（様式第1号。以下「交付申請書」という。）に販売店が機器等の代金を受領したことを証明する書類の写し（機器等の購入日、販売店名及び申請者名が明記されているもの）を添えて市長に交付申請をするものとする。

(交付決定)

第6条 市長は、交付申請書の内容を審査し補助金を交付することが適当であると認めるときは、生ごみ処理機・剪定枝粉碎機等購入費補助金交付決定通知書（様式第2号。以下「決定通知書」という。）により申請者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第7条 前条の交付決定をしたときは、市長は速やかに補助金を申請者に支払うものとする。

(補助金に関する調査等)

第8条 市長は、補助金の交付に厳正を期すため、当該交付を受けた者に対して必要なときに調査を行い、又は報告を求めることができる。

(補助金の不交付及び返還)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該補助金を交付しないものとする。また、交付後において使用目的が該当することがわかった場合は、補助金を返還請求すること

とする。

- (1) 前条の調査等により補助金の交付を受けた者の申請に不正又は虚偽の事実があることを発見したとき。
- (2) 尼崎市暴力団排除条例に規定する第2条第4号、第5号及び第7号に該当するとき。
- (3) 暴力団等の利益になるとき。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、要綱の施行に当たって必要な事項は、別に定める。

付 則

(施行期日)

この要綱は、平成10年10月2日から施行する。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行前に電気を使用しない容器を購入し、補助金の交付を受けた者については、第3条第4号の規定にかかわらず、電気を使用しない容器1台分について、補助金の交付を申請することができる。ただし、補助金の限度額は、4,000円から前回交付した金額を差し引いた額とする。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行前に購入した容器等に係る補助金については、第4条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成18年6月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成25年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の生ごみ処理機・剪定枝粉碎機等購入費補助金交付要綱第9条各号の規定は、施行日以後の新規申請に係る補助金について適用し、施行日前の新規申請に係る補助金については、なお従前の例による。

3 前項に定めるほか、必要な経過措置は別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行前に購入した容器等に係る補助金については、第4条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行前に購入した容器等に係る補助金については、第4条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行前に購入した容器等に係る補助金については、第4条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年7月7日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行前に購入した容器等に係る補助金については、第2条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年6月1日から施行する。